

山形市消費生活センター情報

2024年9月号



消費者庁イラスト集より

スマホでアプリを登録中、「スタート」と表示された。登録画面の続きだと思い、クレジットカード番号などを入力した。後から知らない海外有料サイトよりメールが届いた。意図せずサブスク契約となっていた。（※サブスクとはサブスクリプションの略で、定額制のサービス契約のこと）

意図せず海外有料サイトに登録してしまうトラブルにご注意！

ここが重要ベニ！！



- アプリを登録する際「スタート」や「ダウンロード」などが表示されても、広告ではないか確認しましょう。枠のほかに「×」印などがあれば広告です。画面の上部や枠のほかに自動表示されていることが多いので、注意しましょう。
- 意図せず海外有料サイトに登録してしまった場合は、ただちにメールで解約の申し出を行いましょう。
※越境消費者センター(略称：CCJ)ホームページに、「英文対応解約申し出のひな型」が用意されています。
- クレジットカードの請求はこまめに確認しましょう。
- 困ったときは、ひとりで悩まずに消費生活センターへご相談ください。

山形市消費生活センター

山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3階

〈相談受付〉火～日(月・祝休館) 午前9時～午後5時

〈相談専用電話〉023-647-2211

いやや

消費者ホットライン188もご利用ください

山形市公式LINE
にて毎月センター
情報を配信中です



【国民生活センターFAQ】
トラブル解決を支援する
情報が提供されています。

